

千葉県公安委員会告示第 1 5 7 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第

4 1 条第 1 項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

令和 8 年 1 0 月 1 4 日

千葉県公安委員会委員長 寺嶋 哲生

1 聴聞の期日

令和 8 年 1 1 月 4 日（水）午後 3 時 0 0 分

2 聴聞の場所

千葉市中央区長洲 1 丁目 9 番 1 号

千葉県警察本部 1 階 聴聞室

3 事案番号

同法第 4 1 条第 2 項に基づく聴聞第 1 4 号